

ブダペスト宣言

移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者の権利、健康および Well-being のために

国際社会小児科学小児保健学会 (ISSOP)

ブダペスト、2017 年 10 月

ハンガリーのブダペストで、2017 年開催の国際社会小児科学小児保健学会 (ISSOP) 年次総会に、われわれ小児科医および小児保健に従事する専門家が集まった。

武力紛争、その他の暴力、貧困、自然災害によって、国内外へ子どもたちや若者たちが、前例のない規模でグローバルに移動していることに注意を向けよう。

身体的、心理的、性的暴力、人身売買、拘禁や親との離別を含む、彼らの状況の変化による、子ども時代およびライフコース全体を通しての健康や well-being への悪影響を認識しよう。

移民あるいは難民状態にある新生児、障害児、思春期および 10 代後半の若者、身内のいない少数派、そして妊娠中の女性の脆弱性をしっかり理解しよう。

国連子どもの権利条約 (CRC) に明記されている彼らの人権の侵害と、移動を余儀なくされるまでの間そして移動中に起こっている尊厳や人としての尊重の剥奪を知ろう。

子どもの権利の原則を進歩させ、子どもたちと思春期を含む若者たちすべてを守り、成長させ、参加する権利を保障する子どもの権利に基づくアプローチ (CRBA) に関わろう。

(訳者注：子どもの権利に基づくアプローチ (CRBA) とは、国際的な子どもの権利の考え方に基づき、子どもの権利を守り前進させることを目的とした、発達を促すことを通じての取り組みを言うとのこと)

これら子どもたちと若者たちにとっての最適な暮らしと発達を保障し、健康および健康を向上させるための根本的な権利を確保するために、全面的な権利侵害に対する見地に立ち、学問分野を横断した他分野と連携を行わねばならないという小児科医および小児保健に従事する者の重要な役割を心に留めよう。

グローバルな視点をもとう、そしてそれを同僚や専門機関にも求めていこう。

臨床医療、システムの開発あるいは公共政策におけるこれらの権利侵害に対処する必要性を認識しよう。

これらの子どもたちと若者たちのためのサービス提供システムは、十分に確立された医療システムを備えている国であっても、最適な医療を受けるにあたって多くの障壁を有していることを認めよう。

a) 年齢は日常的にケアと位置付けの適格性を決定するために使用される。b) 若者の年齢を決定的に確立するための客観的かつ文化的に妥当な手段は存在せず、しかも c) そのような決定は、彼ら若者の将来の展開に重大な影響を与える危険性がある、ということを認識しよう。

WHO のいわゆる健康の定義「身体的、精神的、社会的な well-being の完全な状態であり、単に病気や虚弱ではないというものではない」を受け止めよう。

CRC（子どもの権利条約）に署名した国々は、移民あるいは難民状態にある子どもたちや若者たち、特に身寄りのない子どもたちに対して、CRC に明示されているように差別せずに、すべての権利が与えられることを確実にするために、その法的権限を行使していこう。そして、

この宣言のすべての構成要件に基づいてモニターし文書化する責任を受け入れよう。

移民あるいは難民状態にある誕生から 25 歳までの子どもたちや若者たちの権利、健康そして well-being を、地域においても地球規模においても前に進めるためのリーダーシップに関わり役割を果たすために以下を解決していこう：

CRC では、差別なくすべての子どもたちを対象とし（第 2 条）、すべての子どもたちに最適な暮らしと発達を保障し（第 6 条）、自分自身に関わる決定に声をあげ参加する権利（第 12 条）があり、そして最適な健康と医療を受ける（第 24 条）べきであるとしている。具体的には：

- ・移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちは、子どもたちの法的地位に関わらず、また子どものいかなる区別可能な特徴に基づいた差別を受けることなく、そこに暮らす人たちと同じ権利をもち、同じ医療を受けられなければならない。
- ・妊娠中の女性の健康状態は、子ども時代やライフコースを通しての子どもの健康と well-being にとって非常に重要であるため、小児科医は、その他の責任のある身体的精神的健康提供の専門家とともに、最適な妊娠と出生を確実にするために働くべきである。
- ・権利の相互性と不可分性という人権原則を思い起こし、最適な暮らしと発達、そして健康と医療に関わる子どもの権利に関して記載された CRC のすべての権利は、子どもの身体的精神的健康と well-being に関するステークホルダーによって語られねばならない。
- ・締約国は、CRC 内で示された権利の完全な実施を確かなものにするために、彼らの境界の中で移民あるいは難民状態にある子どもたちや若者たちに対する行動に関する責任を負うべきであり、この説明責任は、子どもの権利に関する委員会に定期的な報告書の中に記載される必要がある。

(訳者注：the committee on the rights of the child、子どもの権利に関する委員会は、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）内委員会）。

移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちは、身体的、精神的なリスクとニーズをもっている。以下で示す：

- ・小児科医および小児保健に従事する者は、受け付け、診療および公衆衛生に関わるプログラム、政策およびプロトコルの計画と実施に関与すべきである。
- ・身体的、精神的、社会的な健康管理は、それぞれの出身国や旅のルートでのさまざまなリスクとその曝露に対応する必要がある。
- ・安全な空間に入って以降は、すべての子どもたちと若者たちには、予防および治療可能な疾患ケアの必要性を明らかにするための包括的な肉体的精神的健康評価が提供されるべきである。
- ・メンタルヘルスの評価には、ケア提供者の精神健康状態を含むが、子どもや家族のスティグマとなるものを除いた、精神的な疾患に関する緊急性のある問題やリスクおよび守れる要因の特定を含む必要がある。
- ・子どもたちと若者たちは、身体的、精神的な健康ニーズを確実に身に付けるための包括的なプライマリケアを受け、地域的に利用可能なサービスを含む紹介システムに繋がれるべきである。
- ・若者の発達および行動に関する状態は、身体的および精神的健康と well-being を最適なものにするために求められる位置付けの基本的な決定要因として用いられるべきである。

移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちのケアには、文化的および言語的能力のスキル、および、文化的および言語的障壁を超えたトラウマ情報に基づくケアの提供が求められる。以下で示す：

- ・子どもたちのために働く専門職は、文化的、言語的能力、さらに如何に通訳とそしてトラウマ情報に基づくケアに対応するかに関して、トレーニングを受けるべきである。
- ・健康評価とケアの継続性は、a) 彼らの言語、文化、民族の背景に気遣いした方法で実施する、b) インフォームド・コンセントを行う、c) 身体的および精神的健康意思決定への参加を含める、そして d) とそしてトラウマ情報に基づくアプローチを組み込む。
- ・通訳は、医療通訳のトレーニングを受け、機密保持と専門性に関する厳格なポリシーとプロトコルを遵守する必要がある。

小児科医、小児保健に従事する者および団体は、適切な健康と医療に関する移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちの権利を満たす上でのリーダーシップを発揮する。以下で示す：

- ・小児科医およびその他の小児保健に従事する者は、専門機関の支援を受けて、明確に示された役割と責任をもって、地方、国、国際的なレベルにおいて、移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちのニーズに対して応答すべくあらゆる面に関与する必要がある。
- ・小児科医およびその他の小児保健に従事する者は、彼ら子どもたちと若者たちの健康と well-being のために、全体的な子どもの権利に基づいたアプローチを確立すべきである。

・小児科医およびその他の小児保健機関は認知され、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）、国連高等弁務官（UNHCR）、国際移住機関（IOM）およびその他の公共および民間セクターの地域、国および国際組織にとっての鍵となるパートナーとして加わるべきである。

・小児科医およびその他の小児保健に従事する者そして機関を結集するためのエネルギーは、育った元の国からのこれら子どもたちと若者たちを含み、ほんの少しの注意であっても、彼らの住居を追われた状況への多面的関与のために、地域の小児科学会、国際小児科学会、および関連する国際機関によって優先的に扱われるべきである。

臨床的なケア、システムの発展および政策の普遍化において、小児科医およびその他の小児保健に従事する者と専門機関のグローバルな仕事である複合的な「移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちのためのチャイルドヘルス・アクションプラン」は、将来にわたりその重要性を増すであろう。以下で示す：

・クリニカル。移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちは、公的に基金化され、質の高い身体精神的ヘルスケアを必要としている。それらには、彼らの旅券状態に関わらず差別されることのない焦点化され主となるサービスが含まれる。

・システムズ。医療システムは、子どもたちと若者たちの特別な身体的精神的、あるいは公衆衛生や社会的健康面でのニーズに応えるよう築かれる必要がある。バイアスや偏見、岳人排斥といった環境下であって、彼らの尊厳と権利を常に支持する必要がある。

・ポリシー。すべての国は、「すべての人の健康という政策と普遍的な医療」を前進させ、移民あるいは難民状態にある子どもたちと若者たちの健康と well-being における公平性を前に進める。

小児科医およびその他の小児保健に従事する者はエビデンスに基づく政策、プロトコールそしてプログラムの発展のための実践、実行と評価を採用すべきである。以下で示す：

・小児科医およびその他の小児保健に従事する者は、養育の権利が尊重される環境で子どもたちが生活することを保障するための学問分野を横断するアプローチを通じて同僚たちと働く必要がある。言い換えれば、身体的精神的健康の必要性が特定され、それらはいつであっても焦点化されるといった状況である。

・トラウマの情報とそこに統合された医療行為に関する政策および実践は、プログラムの全面で進められねばならない。

・プログラム、システムおよび公共の政策の質の改善に貢献する今進みつつある形になりつつありまとめられつつある評価を実施し、子どもの権利と社会正義と健康の公平性の測定を統合するべきである。

・学問機関は、地域、国、グローバルでのイニシアティブのあらゆる面での支援に関与する必要がある。それには、専門教育、リサーチと評価、知識と経験の普及が含まれる。